

森林経営管理制度による経営管理意向調査業務

特記仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本業務は、平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づき、森林所有者への意向調査により、所有森林の経営管理に関する意向を確認し、経営管理権の設定等による森林の適切な管理を行うことを目的とする。

(適用)

第2条 本特記仕様書は、「森林経営管理制度による経営管理意向調査業務」に適用し、業務の作業手法、成果等を定めるものである。

本特記仕様書に定めのない事項については、設計書、委託契約書、共通仕様書及び次に示す関係法令等による。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (2) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）
- (3) 森林法施行規則（昭和26年省令第54号）
- (4) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）
- (5) 森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）
- (6) 森林経営管理法施行規則（平成30年省令第78号）
- (7) 森林経営管理制度に係る事務の手引について（平成30年12月21日30林整計第714号）
- (8) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (9) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
- (10) 小諸市個人情報保護条例（平成12年9月21日条例第35号）
- (11) その他関係法令、規則、通達等

(疑義)

第3条 本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(資料等の貸与及び返却)

第4条 発注者は、本業務に必要な次の資料について受注者へ貸与するものとする。ただし、受注者は貸与資料の保管及び取り扱いには十分な注意を払い、作業終了後には速やかに発注者に返却するものとする。

- (1) 森林簿（エクセル又はCSV形式）
- (2) 森林計画図データ（SHP形式）
- (3) 林地台帳データ（エクセル又はCSV形式）
- (4) 林地台帳地図データ（SHP形式）
- (5) 地籍図又は推定地番図データ（SHP形式）
- (6) オルソ画像（TIFF形式）
- (7) 森林経営計画位置図（SHP形式）
- (8) 信州暮らしのマップ（防災上配慮すべき区域）
- (9) 森林所有者不明森林の土地登記簿

第2章 業務内容

(打ち合わせ協議)

第5条 業務の遂行にあたっては、業務着手時、中間時、業務完了時に打ち合わせを実施するものとする。その他、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

(計画準備及び資料収集整理)

第6条 受注者は、業務の目的・趣旨を把握した上で、仕様書で示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・組織計画等の事項について業務計画書を作成し、発注者へ、10日以内に提出するものとする。

- 2 受注者は、発注者が指定する森林について、貸与された資料及び業務実施に必要な資料を収集し、作業に活用できるように整理を行うものとする。
- 3 受注者は、森林施業班 SHP と森林簿 CSV をテーブル結合し、本業務に必要な属性(防災、環境、森林経営計画等の項目)を整理し、発注者と今後のデータ作成を協議し、決定するものとする。

(意向調査対象候補森林地番リストの作成)

第7条 受注者は、発注者が指定する森林について、貸与された資料を基に、意向調査対象候補森林地番リスト(データベース)並びに意向調査対象候補森林図(SHP形式)を作成する。

- 2 受注者は、次の条件に該当する森林については、調査対象外として、図面等で位置関係を発注者と協議の上、調査対象外森林地番リストに整理し、調査対象外森林図(SHP形式)を作成する。
 - (1) 天然林
 - (2) 伐採済の森林
 - (3) 森林経営計画作成済の森林
 - (4) 公有林(林野保護組合林、区有林を含む)
 - (5) 会社・団体林
- 3 受注者は、次の条件に該当する森林については、該当項目を設け、調査対象森林地番リストに整理し、優先すべき調査対象区域森林図(SHP形式)を作成する。
 - (1) 防災減災機能の向上が必要とされる森林(土砂災害(特別)警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険地区、山地災害危険地区等)
 - (2) 景観上の改善を図る必要のある公共施設や集落、重要インフラ周辺区域
 - (3) 獣害対策上、見通しを良くする必要がある住宅地・農地周辺区域
 - (4) 住居区域に近接し生活環境の改善に資する区域
- 4 所有者情報については、発注者は保有する情報(固定資産台帳情報等)と受注者が作成したリストと突合し、必要に応じ発注者が修正するものとする。

(意向調査対象候補森林の現地調査と意向調査対象森林地番リストの作成)

第8条 受注者は、発注者が指定する森林について、意向調査箇所の条件を満たすか判断するため、現地の森林調査を実施する。

- 2 森林調査の手法は、1カ所あたり5m(10㎡)を基準に林分を構成する主たる立木の調査を実施する。なお、樹種の判定は広葉樹と人工林の区別のみを行い、次の森林情報を調査・整理する。また、この結果を意向調査対象候補森林地番リストに整理し、現地調査箇所図(SHP形式)を作成する。
 - (1) 調査項目 樹種 胸高直径 樹高(目測) 位置情報(GPX)
 - (2) 位置情報はGNSS測量機等を用い観測するものとする。
- 3 受注者は、上記により調査した結果、第7条の2に該当する除外森林については、発注者

と協議のうえ、意向調査対象候補森林地番リストから除外し、意向調査対象森林地番リストを作成する。

（所有者別の地番リストの作成）

第 9 条 受注者は、調査対象森林地番リストを基に、林地台帳から名寄せ処理を行い、意向調査対象森林一覧表（所有者別）を作成するものとする。なお、所有者別に所在、地番、樹種、面積等を併せて整理するものとする。

（意向調査票等の作成）

第 10 条 受注者は、発注者が提供する標準様式を基に、意向調査票及び調査協力依頼文書を、発注者と協議の上、作成するものとする。なお、意向調査票は、見やすさ、回答しやすさ等を考慮し作成するものとする。

2 受注者は、前項で作成した意向調査様式に、前条で作成した所有者別の地番リストを基に、所有者毎に所在・地番、樹種、面積等を入力し、意向調査対象森林一覧表（所有者別）意向調査票を作成するものとする。

3 受注者は、貸与された資料を基に、意向調査票に同封する所有者別の該当森林の位置図を作成するものとする。なお、位置図は地形図を背景図として作成するものとし、所有者別の地番リストと整合のとれたものとする。

（説明会の開催補助）

第 11 条 受注者は、発注者が開催する意向調査対象所有者に対する森林経営管理制度の説明会について、次の補助を行うものとする。

（１）開催通知の作成及び発送（意向調査票に同封）

（２）説明会の受付及び会場準備

なお、会場の確保及び制度説明については、発注者が行うものとする。

（意向調査票等の発送）

第 12 条 受注者は次のとおり意向調査票等の発送及び回収を行うものとする。

（１）発送リスト・返送状況表の作成

受注者は、発送及び返送の状況を整理した発送リスト・返送状況表を作成し、意向調査票等の処理状況を整理するものとする。返信期限までに返信のない所有者に対して、返信督促状の送付及び訪問回収は算入する事とする。

（２）意向調査票の発送

受注者は、次の資料を１封筒に封入し森林所有者に郵便にて発送するものとする。

ア 調査協力依頼文書

イ 概要説明書

ウ 所有者毎に作成した意向調査票

エ 該当森林の位置図

オ 説明会開催通知

カ 返信用封筒

（３）意向調査票の回収

受注者は、（１）で発送した意向調査票を、返信用封筒等により回収するものとする。

（４）問い合わせへの対応

意向調査に関する問い合わせ先は発注者とする。

（５）未達者及び未返信者への対応

未達者については、発注者と協議の上、送付先が判明した場合には、再度、意向調査票を発送するものとする。

未返信者については、発注者と協議の上、必要に応じ、督促状（はがき等）を送付するものとする。

（森林所有者不明森林の探索）

第12条 受注者は森林所有者不明森林について、次のとおり探索し、判明した場合、意向調査票等の発送及び回収を行うものとする。

（1）森林所有者の探索

受注者は、土地登記簿、戸籍調査、聞き取り調査などにより森林所有者不明森林の森林所有者を探索するものとする。

（2）上記（1）により、森林所有者が判明した場合、上記第12条に基づき、意向調査票の発送、回収を行い、その状況を整理するものとする。

（意向調査結果の集計・分析）

第13条 受注者は次のとおり意向調査票等の発送及び回収を行うものとする。

（1）回答結果表の作成

受注者は、回収した意向調査票から、すべてのアンケート項目についてその回答状況（未達、未回答を含む）について、表計算ソフトを活用し、整理するものとする。

また、GIS等を活用し、森林の経営管理の意向（未達、未回答を含む）について色分けした図面を作成するものとする。

（2）意向調査結果の分析

受注者は、次の項目について意向調査票から分析を行い、その結果を整理するものとする。

ア 回収状況

イ 質問別の集計（所有者数、筆数、面積の各数量とその割合）

第3章 成果品

（成果品）

第14条 成果品は次のとおりとし、書面及び電子データ（CD-R）を1部ずつ提出するものとする。

（1）意向調査報告書

報告書は、次の資料をまとめたものとする。

ア 意向調査対象（候補）森林地番リスト並びに図面（SHP形式）

イ 調査対象外森林地番リスト並びに調査対象外森林図（SHP形式）

イ 所有者別の地番リスト並びに図面（SHP形式）

ウ 現地調査結果（位置図、写真、森林調査調査結果）

エ 所有者別の該当森林の位置図

オ 意向調査対象森林一覧表（所有者別）、意向調査期間

カ 実施数量（発送数量、再発送数量、督促状発送数量等）

キ 回収率（回答数量、未達数量、未返信数量等）

ク 回答結果表

ケ 集計・分析結果（回答結果集計表、経営管理意向分析図面等）

経営管理意向分析図面についてはSHP形式のデータも合わせて提出するものとする。

（2）打ち合わせ記録簿

（3）その他、本業務で整備したデータ等

（留意事項）

第15条 受注者は、本業務の履行の際に知り得た関係者等の秘密及び個人情報を漏らしたり、他の目的に使用してはならない。

- 2 調査票及び成果品の所有権は発注者に帰属し、これを無断で加工、複製又は使用してはならない。
- 3 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- 4 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者へ報告しなければならない。
- 5 受注者は、本業務の遂行にあたり、不測の事故が発生し、本業務の遂行が不可能になった場合は、発注者に報告し発注者の指示を受けること。
- 6 関係官公署への手続き等
受注者は、本業務実施のために関係官公署への手続等が必要な場合は、発注者と協議の上、その指示を受けて迅速に処理するものとする。また、関係官公署等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議を行い、その指示に従うものとする。

意向調査対象（候補）森林地番リスト例

No	大字	小字	地番	林班	小班	施業 番号	地番面積㎡	小班面積 ㎡	林種	樹種	林 齢	所有者	所有者 住所	優先事項	備考
1			1-1	16	7		1,230	820	人工林	ヒノ キ	70			土砂災害警 戒区域	
				1	8				410	人工林	スギ			60	
2			1-2	16	9		670	530	人工林	スギ	58				公有林のため除外
3			1-3	16	10		850	900	人工林	ヒノ キ	62			獣害対策	
4			1-4	16	11		550	550	天然林	広葉 樹	50				天然林のため除外
5			1-5	16	12		730	720	人工林	スギ	48			景観改善	
6			1-6	16	13		260	610	人工林	スギ	65				
7			1-7				350								

※樹種、林齢などの森林情報は長野県が作成した森林簿から引用したもので現況と異なる場合があります。

所有者別の地番リスト

[illegible]

意向調査対象山林一覧表

意向調査対象山林一覧表

所有者コード	所有者

No	大字	小字	地番	地番面積 ㎡	林班	小班	小班面積 ㎡	樹種	林齢	備考
1	大手町	県庁前	1-1	1,230	16	7	820	ヒノキ	70	
					16	8	410	スギ	60	
	大手町	県庁前	1-5	730	16	12	720	スギ	48	
2	大手町	県庁前	1-3	850	16	10	900	ヒノキ	62	
3	大手町	県庁前	1-6	650	16	13	650	スギ	50	共有地
4	大手町	県庁前	1-6	650	16	13	650	スギ	50	共有地

※樹種、林齢などの森林情報は長野県が作成した森林簿から引用したもので
現況と異なる場合があります。

対象森林の位置・状況

位 置 図
位置図 (〇〇地区) 1/25,000～1/50,000 等
周辺図
周辺図 1/5,000～1/10,000 等